

令和 8 年度島原市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本市は長崎県の南部にある島原半島の北東部に位置し、中央部の眉山を中心として東側の有明海へ延びる傾斜地となっている。

市の北部には、湧水等による数本の河川があり、これらが流れる小さな谷間から海に注ぐ流域に水田が拓けている。

全耕地面積に占める水田の割合は 20.4%と全国平均（55.2%）よりも低く、安山岩・洪積岩・沖積層に分布される肥沃土壌では畑作地帯を形成し多種多様な農産物が生産されている。

本市の販売を目的とした水稻の作付面積は、1 経営体あたり 36.9a と全国（180.1a）、九州（129.8a）、長崎県（94.7a）と比較しても生産並びに経営基盤ともに低い状況である。（農林業センサス 2020 販売目的の稲・麦・雑穀の作物別作付経営体数と作付面積より）

また水田については、農業振興地域外に多く分布しており基盤整備が進まず、1 枚当たりの圃場面積が狭い圃場が多い。

農家の高齢化や後継者不足により条件不利地の水田では不作付地が拡大する恐れがあり、基盤整備や農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積を推進し、不作付地の解消・水田裏作の有効活用を進める必要がある。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本市では肥沃な土壌と温暖な気候から各農家が労働条件や圃場条件に応じた作物を栽培しており、多種多様な品目が生産されている。

交付対象水田で水稻が作付されている割合は 44%程度あるが、二毛作をしている割合はその 30%ほどであり、さらなる水田裏作の有効活用のため、水稻は高温耐性品種を作付推奨し、収穫時期の労力分散を図り、水稻と園芸品目との複合経営を推進する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

水稻と高収益作物をはじめとする畑作物の二毛作が定着している水田は現在の利用方法を維持し、複合経営を進める。

水田の利用状況については、毎年提出される営農計画書の作付品目を確認し、交付金の申請のある水田については現地確認により確認している。

4 作物ごとの取組方針等

（１）主食用米

条件不利地の圃場が多く、生産コストが高く、収益が低い。

主に自家消費の作付となり、農家の高齢化が進んでいる。

土づくりや高温耐性品種の作付を奨励し、品種特性をとらえた技術の普及を図る。

(2) 非主食用米

・WCS 用稲

畜産農家からの要望が有り、微増しているが、収穫時期の天候に左右されるため大幅な拡大は見込めない。

(3) 飼料作物

飼料作物については、畜産農家の自家利用作付に加え、供給協定での面積が拡大しており不作付水田解消のため、今後も拡大の必要がある。基幹作に加え二毛作での作付面積拡大を図る。

(4) 高収益作物

本市においては、園芸産地であり水田を活用した二毛作や転作が盛んであるが、今後も水田の有効活用のため、産地交付金を活用し、水田転作および水稻裏作での面積拡大を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等	当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作	うち 二毛作	うち 二毛作	うち 二毛作
主食用米	154.4		154.4		150.0
備蓄米					
飼料用米					
米粉用米					
新市場開拓用米					
WCS用稲	0.5		0.5		1.0
加工用米					
麦					
大豆					
飼料作物	33.6	19.1	33.6	19.1	6.0
・子実用とうもろこし					
そば					
なたね					
地力増進作物					
高収益作物	21.4		34.1	13.0	20.0
・野菜	21.4		34.1	13.0	
・花き・花木					
・果樹					
・その他の高収益作物					
その他					
・〇〇					
畑地化	0.0		0.0		45.0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	R7年度	R8年度
				前年度（実績）	目標値
1	野菜	高収益作物の作付支援	交付対象面積（a）	2,038	1,900
2	野菜	高収益作物の作付支援 （二毛作）	交付対象面積（a）	956	1,100
2	飼料作物	飼料作物の作付支援 （二毛作）	交付対象面積（a）	29	50
3	野菜	転作作物の団地化支援	交付対象面積（a）	210	250

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:

協議会名: 島原市農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	高収益作物の作付支援	1	26,000	野菜	水稻の転換作物として作付し、販売を行ってること
2	高収益作物の作付支援(二毛作)	2	10,000	野菜	水稻の後作として作付し、販売を行っていること
2	飼料作物の作付支援(二毛作)	2	10,000	飼料作物	水稻の後作として作付し、自家利用または協定利用していること
3	転作作物の団地化支援	1	34,000	野菜	連坦した概ね30a以上の水田に野菜を作付していること

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。